

『子どもの権利条例(仮称)素案』への質問・意見および市の考え方(市職員アンケート)

(提出者人数：31人、意見件数：65件)

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
1	前文		前文の最後のこどもたちの言葉に違和感を感じます。『～できます』で列挙しているものを、実現できるまちを目指す、のか『～できます』を願います、望みます」という言葉を実現することを目指す、のか、括り方が分かりにくいです。前者の意味で受け取ることが素直だと思うのですが、このままだと後者の意味にとれそうです。後者の場合望んでいる状態を実現するまちを目指す、という非常にまどろっこしく、何を言っているのか分かりにくい文体と思います。	ご意見として承ります。子どもたちが主体的に「できます」と述べている「子どもたちのことば」について、市は実現できるまちを目指しています。 従って、前者の意味ですが、子どもたちに考えてもらった言葉なので表記は素案ままとさせていただきます。
2	前文		通常前文は、各本条の前に置かれ、その法令の趣旨、目的、基本原則などを記載する。こどもたちのことばは、とても大切な理念を表していると思うが、条例である以上、条文の表現には一定の制約があり、自由に書くことはできない。こどもたちのことばのような考え方は、「基本理念」のような項目を別に立てて条文として記載すべきであり、こどもたちのことばをそのまま前文に記載することは、条例の表現として違和感がある。	ご意見として承ります。他自治体の条例でも同様の例があるため、素案のままさせていただきます。 なお、前文の「子どもたちのことば」は、子どもたちが考えた文章を様々な制約を考慮して整えました。子どもたちにもその旨了承を得ています。
3	第1章 総則	1 目的/ 2 言葉の意味/ 4 子どもの権利の普及啓発	「言葉の意味」 →7ページ目で「家庭」とありますが、8ページ、「2言葉の定義」には「家庭」がありません。 育ち学ぶ施設は、建て物ではなく施設設置者や施設責任者、あるいは職員だと思うのですが、11ページでは「育ち学ぶ施設の職員」とあります。定義が定まっていないようにみえます。	「家庭」については、言葉の定義は設けておりません。条例に出てくる全ての用語を定義することは困難なため、ご意見として承ります。 「育ち学ぶ施設」については、ご意見を受けて、「育ち学ぶ施設」が行為の主体となる場合等については、基本的に「育ち学ぶ施設の関係者」と修正しました。
4	第1章 総則	2 言葉の意味	OP2「2言葉の意味」において、「家庭」についての定義がない。	ご意見として承ります。全ての用語を定義することは困難なため、条例上、特に必要と思われる言葉のみ定義しています。
5	第1章 総則	2 言葉の意味	実際のターゲットである子ども自身の意見を取り入れる手法を様々実施したことが素晴らしいと思います。市の“役割”、市民の“役割”などの言葉がありますが、自治基本条例では、市や議会には“責務”を使ったかと思いますが、そのあたりの整合性はこのままでよいでしょうか？子どもにわかりやすくという主眼で“役割”であればそのままでもよいかと思いますが。	ご意見として承ります。検討の初めの段階から、条例ではそれぞれの「役割」を記載するという方向で検討してきたため、素案のままの表現とさせていただきます。

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
6	第1章 総則	2 言葉の意味	2言葉の意味 「(1)市 市長、教育委員会・・・市議会をいいます。」と記載されています。自治基本条例の2条を見ましたが、市役所の組織を知らないものにはよくわかりません。 執行機関としての教育委員会は教育長を含め5名の教育委員のことを指すものだと思います。一方、部長以下教育部の事務局は補助機関に当たるのではないかとと思うのですがまた、市長部局についても執行機関は市長のみで、副市長以下は補助機関に当たるのではないのでしょうか。…。(この理解が誤っていたらごめんなさい) わざわざ執行機関と補助機関を分けて書かれているので、執行機関と補助機関の役割を分けられていると思います。	ご意見として承ります。「市」の定義については自治基本条例にならい、執行機関及び議会について記載しています。
7	第2章 保障すべき 子どもの権利	3 子どもにとって大切な子どもの権利	とても素晴らしいと思います。ただ「休む権利」は安易に休んでよいという誤解を与える場合があるのではと、懸念します。	ご意見を受けて、「休む権利」を「休息する権利」に修正します。
8	第2章 保障すべき 子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発	条例を作っても、なかなか子どもたちまでは届きにくい。学校の授業料の中で説明や理解してもらえばベストだが、忙しい学校の教職員にそれを求めるのは難しいし、年間カリキュラムが決まってしまったあとでは時間を作るのが難しい。市の担当部署から学校に出向き、子どもの学年に応じて分かり易く説明する機会をもうけてはどうか。市としても、それぐらいの努力は必要だと思う。また、教職員に対する研修を行う必要がある。教職員が理解していなければ、子どもたちの学校生活を守ることが出来ない。子どもたちのバックとしての家庭生活に、一番に気がつくのも教職員だ。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。今後も教職員への理解・啓発のための研修等に組み込んでまいります。
9	第2章 保障すべき 子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発	この条例をどう周知して活かしていくのか、実効性が大切だと思います。	ご意見ありがとうございます。条例を形だけのものとせず、子どもの権利について広く知ってもらえるよう、「武蔵野市子どもの権利の日」を定めます。ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
10	第2章 保障すべき 子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発	子どもの権利を大人も子ども自身も「知る」ことが大切で、そのためにこの条例の果たす役割は大きいと感じます。周知のために「子ども権利の日」はぜひ制定していただきたいです。	ご意見ありがとうございます。武蔵野市子どもの権利の日を定め、子どもの権利の理解と関心を深めることができるよう取り組みます。ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
11	第2章 保障すべき 子どもの権利	4 子どもの権利の普及啓発	「普及啓発」 →普及啓発の対象者に、子ども、保護者、家庭が入っていません。	子ども、保護者、家庭は「市民」に含まれているものと考えています。
12	第2章 保障すべき 子どもの権利	5 子どもの権利を学ぶ機会の保障	「主体的に学ぶ機会を保障します」 →子どもが、権利の主体者として学ぶことと、主体的に学ぶことでは意味合いが違ふと思います。自主的、主体的な活動は成長のうえで大切ではありますが、学ぶ機会の保障については、「主体的に」と限定する必要なのではないかと思います	ご意見として承ります。一般的な啓発は第4条に記載していますが、第5条は子ども自身が学ぶ際の主体性を尊重し、このような表記としています。

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
13	第3章 子どもの権利を守るための役割	6 市の役割／7 市民の役割	「子どもにやさしいまち」、「子どもにやさしいまちづくり」については、趣旨があいまいで表現としてわかりにくいので、どのようなまち（まちづくり）を意味するのか2言葉の意味のところで定義を定めた方がよいと思う。	ご意見として承ります。「子どもにやさしいまち」「子どもにやさしいまちづくり」は、第5章「子どもにやさしいまちづくりの推進」の取り組みが主なものとなります。定義付けは困難なため表記は素案のままいたしますが、ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
14	第3章 子どもの権利を守るための役割	6 市の役割／7 市民の役割／8 保護者の役割	「6市の役割、7市民の役割、8保護者の役割」 →「自助、共助、公助」の考え方が基本となるため、6保護者・家庭の役割、7市民の役割、6市の役割の順番です。 また、保護者の「第一義的責任」は趣旨・説明ではなく前文や条文に載せる事項だと思います。	ご意見として承ります。保護者に子育てにおける第一義的責任があることは、他の法令等に記載されており、本条例でも前提としています。
15	第3章 子どもの権利を守るための役割	8 保護者の役割	OP14「8保護者の役割」において、「趣旨・説明」において、保護者には、子育てにおける「第一義的責任があります」と記載されているにもかかわらず、条例素案の文章中にはそのことが記載されていない。その重要性を踏まえると、条例に記載すべき内容であると思います。	ご意見として承ります。保護者に子育てにおける第一義的責任があることは、他の法令等に記載されており、本条例でも前提としています。
16	第3章 子どもの権利を守るための役割	9 育ち学ぶ施設の役割	「○育ち学ぶ施設のルールが子どもの権利を侵害してはなりません。また、指導の名目で権利侵害することは許されません。」という内容は、少し厳しく、実現が難しいように感じました。そのような理想を持って、「施設と子どもの双方が歩み寄って解決を目指す」といった方向性でもよいのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。「子どもの権利を侵害すること」については許されないものと考えています。
17	第4章 子どもを支える人々への支援	10 保護者及び家庭への支援	「市および育ち学ぶ施設は、～略～子どもおよび家庭へ必要な啓発および支援を行います。」 →啓発の対象が子どもと家庭であり、保護者が入っていません。	本項は家庭内における子どもの権利の侵害について記載しているため、「保護者」に限らず「家庭」という表現をとっています。
18	第4章 子どもを支える人々への支援	11 育ち学ぶ施設への支援	11 育ち学ぶ施設への支援について、子どもの権利に対応したもう少し子どもに対して直接的な記述があるほうがよいと思います。子どもの居場所、遊び場のあらたな創出と、それを（権利を）見守れる公共施設とってほしいと思います。	ご意見として承ります。表記は条例案第11条のとおりとさせていただきますが、ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
19	第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	13 自分らしく居られる場所	また、これまで「子どもの休む権利」についていろいろ議論されていますが、書きぶりが難しいと思います。学校はそもそも休むことはできるので。	ご意見を受けて、「休む権利」を「休息する権利」に修正します。

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
20	第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	13 自分らしく居られる場所	<p>2章にて言及されている「子どもの休む権利」について、5章では更に具体的に「子どもが休息を必要とする場合に、学校、その他の活動などを休み～」とあります。</p> <p>子どもの権利条約第31条には、子どもには休息及び余暇活動を行う権利があるものとなっていますが、文章全体の流れからは、学校を休む権利と具体的に明示することについてを想起させるような記載は無く、本市素案は条約の文章からは踏み込み過ぎな気がしております。</p> <p>「学校」を休む権利があった場合、子どもがそれを盾に学校に行かないと言い出すなど、権利の濫用が無いとは言いきれず、これは学校現場の混乱を招く虞があります。また、学校を休むことを是認する（と捉えられかねない記載をする）ことで学校の欠席率が上昇した場合、児童の学習機会が損なわれ、結果的にそれが児童の最善の利益に反することになる虞もあるのでは？と懸念しています。</p> <p>やむを得ず学校を休まざるを得ない状況にある子がいることは理解しますし、子どもに休む権利があると記載すること自体は条約にもあり問題ないのですが、5章の部分の記載について、具体的に学校などと明示しない形が望ましいのではないかと考えております。</p>	<p>ご意見を受けて、第2章の「休む権利」を「休息する権利」に修正します。また、第5章の該当部分について「学校」を「育ち学ぶ施設」に修正します。</p>
21	第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	13 自分らしく居られる場所	<p>OP18「13自分らしく居られる場所」の素案中、「市および市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が、子どもの安心できる居場所となるように努めます。」とありますが、「家庭」を「子どもの安心できる居場所となるように努め」ることの主語が「市および市民」であることに違和感を覚えます。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、「市民」には「保護者」も含まれるため、「家庭」を「子どもの安心できる居場所となるよう努める」市民は「保護者」である場合もあると想定しています。</p>
22	第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	17 子どもの意見表明	<p>P22の「17 子どもの意見表明」について</p> <p>・「子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。」の部分ですが、何を言ってもいい訳ではないと思います。また、「子どもは、意見表明をしたことによる不利益を受けません。」としているので、余計に自制がきかなくなるおそれがあります（このような解釈もできてしまいます。）。「子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。」としていますが、順番によっては、「自由に意見を表明できる」→「不利益を受けない」→「でも、他人の意見は尊重したよ」という論法になるおそれもあり、非常に危険な規定と考えます。</p> <p>・そもそも、憲法第21条において表現の自由は、子どもにも保障されています。勿論、判例により無制限に保障されているものではありませんが、今回の条例の規定によっては、市として条例で誤ったメッセージを与えかねないので、規定すべきかどうかについて慎重に検討した方がいいと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。子どもの「意見を表す権利」と「表現の自由」は、子どもの権利条約にも規定されています。子どもの権利条約や日本国憲法の趣旨が正しく伝わるよう、ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。</p>
23	第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進	18 子どもの参加	<p>特に、「18 子どもの参加」は、武蔵野市自治基本条例第14条において、子どもを含んだ「市民」の市政への参加及び機会の保障について規定しているので、屋上屋を架す必要はないと考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。「市民参加」の際に、子どもが市民の一員として忘れられることのないよう、このように記載しています。そもそも、子どもがおとなと同じように、一人の人間として権利がありますが、これが忘れられることのないよう、このように記載しています。</p>

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
24	第6章 子どもの安全、安心の確保	21 子どもの安全	子供の安心・安全な環境とは何か…の異見は様々論議されていますが、論点が少し違った観点を模索する話はなかなか聞きません。なぜ、子供が社会から阻害されるのか…当事者の子供側自身が気づかない事案があると感じます。では、サポート側は、何をすれば良いのかを考えてみますと、子供自身の自衛レベルを上げる教育が必要かと思います。例えば、交通ルール教育のように、TPO教育、銀行や地方自治体の手続き方法など、昔、親が子供に家庭の中で当たり前で教えたルールを分かりやすく促し、自衛レベルを上げることで、子供から注意勧告・予防が出来るようにしなくてはならないのかと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。交通安全については、引き続き、自らが危険を予測し、回避する能力や安全に行動することができる判断力を育成するため、関係機関等と連携し、交通安全教育を実施します。保護者の安全意識向上のため、保護者に向けた交通安全啓発活動を実施します。
25	第6章 子どもの安全、安心の確保	21 子どもの安全	条例制定に向けお疲れ様です。第21子どもの安全で、〇市および育ち学ぶ施設は、法令などの定めに基づき、施設などの定期的な安全点検および管理を行います。とありますが、他の法令で定められていることを改めて記載するところに若干違和感があります。	ご意見を受けて条例素案から修正します。
26	第6章 子どもの安全、安心の確保	22 暴力および虐待の防止	子どもが性暴力や性犯罪に巻き込まれないための対策などについての記載はされないのでしょうか。	「暴力」や「犯罪」に含まれているものと認識していますが、ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
27	第6章 子どもの安全、安心の確保	23 いじめの禁止	いじめの禁止は、いじめ防止対策推進法第4条に規定があり、法律と同じ内容を重ねて条例に規定する必要はない。	ご意見として承ります。市の子どもの権利に係る条例に規定することに意義があると考えます。
28	第6章 子どもの安全、安心の確保	23 いじめの禁止/24 いじめの防止	とくに「いじめに関する条例」の部分は、日本ではいじめをしない・禁止するというような制限がありますが、子ども達にニックネームを付けずに「〇〇さん」と呼ぶことを守らせると言ったようなルールを設けている学校もあります。ルールは守ると思いますが、ルールありきではなく、何がいじめにあたるのか、いじめがなくなることはないと思うので、それをどう考えていくのか話し合う機会を学校などで話せる機会があるといいのではないかと思います。	ご意見ありがとうございます。子どもの意見表明権等を学校でどう具現化するか検討してまいります。
29	第6章 子どもの安全、安心の確保	24 いじめの防止	いじめの防止については、法律（いじめ防止対策推進法）に定めがあるので、基本的には法律に基づいて取り組み、法律より手厚い部分を条例に定めるなど法律と条例の関係性を明記した方がよい。	ご意見ありがとうございます。条例案検討の際の参考にさせていただきます。
30	第6章 子どもの安全、安心の確保	24 いじめの防止	「いじめの防止」の具体的案として、いじめた側に対する教育を盛り込めるといいなと思いました。今回の募集している意見とは趣旨が変わりますが、お許してください。	ご意見ありがとうございます。ご意見を受けて、条例素案から記載を修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
31	第7章 子どもの権利擁護のしくみ	27 子どもの権利擁護委員／28 相談・調査専門員／29 権利擁護に係る手続など	子どもの権利擁護委員、相談・調査専門員の法的な位置づけが素案から読み取れない。地公法3条3項3号の非常勤特別職なのか、自治法174条の専門委員なのか、それ以外なのか、記載すべき。 いずれにしても、市の補助機関であるので、独立した機関として外部に対して権限を行使することはできない（それができるのは執行機関であり、執行機関は条例では定められない。）。素案では、権利擁護委員は、「権利を侵害されている子どもを救済します。」とあるが、何らかの権限を行使して、権利を侵害されている子どもを救済することができるのは市（執行機関としての市長又は教育委員会）であり、権利擁護委員としてできることは、市に対して意見、助言等を行うことに限定される。権利擁護委員が主体となって子どもの権利を救済するような表現は見直した方がよいと思う。また、権利擁護に係る手続を全て規則に落とすのは、委任事項としては広すぎると思う。基本的な事項は、条例で定めるべき。	ご意見を受けて表記を精査し、一部修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
32	第7章 子どもの権利擁護のしくみ	29 権利擁護に係る手続など	29権利擁護に係る手続について 記載にある「子どもの権利擁護委員」とはどんな方が想定しにくいかなと思いました。「子どもの委員」かと思ってしました。	ご意見として承ります。表記を「武蔵野市子どもの権利擁護委員」と修正します。どのような役割を担うかなど、分かりやすく周知できるよう取り組みます。ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
33	第7章 子どもの権利擁護のしくみ	31 推進体制	「31 推進体制」の「武蔵野市子ども施策推進本部」ですが要綱設置の内部組織のため、条例で定めるのは不相当と考えます。 修正案：市は、推進計画に基づく子どもに関わる施策の実施するにあたっては、その実施に際して必要となる調整、目標の設定等の措置を講じなければならない。	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
34	その他		法律、他の条例等との重複規定は避けてください。 適用法令が曖昧になるので、法令等における規定と同義の規定を定めることは避けてください。それでも分かりやすさを重視して1つの条例で触れたい場合は、その根拠規定に飛ぶように規定する必要があります。	適用法令が曖昧にならないよう内容について精査します。
35	その他		条約、法律、都条例がある中で市の条例を制定する理由として、子どもの生活の場で権利を保障する必要があると記載しているが、武蔵野市も法律（国）及び都条例（東京都）の適用範囲内にあるので、既に生活の場で権利は保障されている。したがって、説明の仕方としては、法律は国の取組を、都条例は東京都の取組を中心に書かれており、武蔵野市では、条約と法律で書かれた子どもの権利の内容を具体化するとともに、法律や都条例には書かれていない子どもの権利に関する市としての取組について規定することを目的に条例を制定するのだと説明してはどうか。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
36	その他		当事者（子供本人）は、現況を当たり前の自然の事と、他の環境と逸脱している等、微塵も感じていない場合が多々だと思います。自分の権利が守られているのか？大人になってから理解する事が多いかと思えます。現状、なにかしらサポートされる対象になることを自覚できる環境が必要で、かつ、アダプトが万全な体制でなくては実現出来ないのかと感じます。まず、自己発信出来る知識を子どもに教授することが重要かと思えます。	ご意見として承ります。すべての子どもに、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として、子どもの権利が保障されるものと認識しております。ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
37	その他		「こどものけんりってなあに？」の「差別されずに生きる権利」の部分ですが、文章で「～生きられる」で締めくくるよりも「～生活できる」とした方が市のねらいに沿っていると感じます。子ども対象の資料なので、表現は柔らかめにしておくのがよいかと思いました。	ご意見ありがとうございます。ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
38	その他		いわゆる「見直し条項」を設けたらどうか。見直し周期として具体的な年数を示すなど。	ご意見として承ります。
39	その他		よく考えられて作成された素案だと思います。が、量が多く読み切れません。制定された後、常に周知を継続してもらいたいのので、要点をまとめた普及版のような資料があるとよいと思います。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
40	その他		学校でのいじめについて、いじめる子のせいで人生が変わってしまうのは悲しいので、子どもの権利擁護委員などの取り組みは大変意義が大きいと思います。子ども自身が制度を知り、困った時に声を上げていけるようになっていってほしいなと思います。子どもからの意見の中にあつた「がまんして学校に行くか死ぬしかない」という言葉が重く響きました。それ以外にも選択肢があるということを知ってほしいと思います。	ご意見ありがとうございます。困ったときにいつでも相談できる環境づくりに取り組んでまいります。
41	その他		また、子ども自身の声を聞きながら作っていく過程がとても素晴らしいと思います。子どもが、今を生きる一人の人間として尊重される社会ができていくことを願います。応援しています！	ご意見ありがとうございます。
42	その他		泣けます。特に意見はありませんが、環境を選べず生まれてくるすべての子供たちが、幸せを感じて成長できる世の中に貢献したいです。お疲れ様です。	ご意見ありがとうございます。
43	その他		子どもがその地域で生きていく要素には、親の存在抜きには語れない。親が安心して生活できてこそその子育ての面が大きく、「家庭の安定」がそのまま子どもに影響を与える（家庭から子どもをピックアップして対象とするだけでなく）子どもの「良い」生育環境を守るという視点がもっとあっても良かったかもしれない。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
44	その他		子どもは、親の影響を受けながら、親の都合の中で成長することが多くあると思います。特に親は不適切であつたとしても、それは「うちの子どもだから仕方がない」と思いその中で子どもを育てますが、子どもを一人として見て、その権利を守ってあげることは大切なことだと思います。不適切な中で成長した子どもは、年齢が小さければ、その状況に気づかない場合が多くあると思つので、周りの大人が気づき手を差し伸べることは重要な役割だと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
45	その他		毎号「こどものけんりってなあに？」を興味深く拝読しています。たくさんの情報があり内容も分かりやすいと思います。ただ、情報量が多すぎて紙面がごちゃごちゃしすぎ、読み難さを感じます。もう少し情報を整理し、読みやすくなれば、子ども達も読もうとするのではないのでしょうか。この様式では小学生は読まないの、絵を多く入れた小学生用と中学生用に分けてもいいと思います（誰用なのか明確にした方が分かりやすい物になると思います）。内容については簡潔に分かりやすく書いてあると思います。具体的に何をしていくか、どのような取り組みを武蔵野市で行っていくかが書いてあるといいと思いました。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
46	その他		良い試みだと思います。武蔵野市から多くの子供たちが元気に巣立っていけるといいですね。私たちもその協力できることがあれば応援させていただきます。	ご意見ありがとうございます。

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
47	その他		<p>まもなく民法改正によって親の「懲戒権」が削除されようとしておりますが、親が子供に対して教育的指導を行うことはこれまでと変わらないと考えております。そのうえで、子は親からどのような「教育的指導」を受けることを望むべきか、または望むことができないのか、親が子に対して行う行為に対しどの程度までが「教育的指導」であって、どこからが「行き過ぎた指導（＝虐待）」となるのか、こういった親と子との関係性についての記述が少ないように感じました。もしかしたら本条例の範囲外のことかもしれません。それでしたらどうぞご放念いただければと思いますが、子供の教育（養育）に悩んでいない親などいないと思いますので、その一助となるような記述があれば私だったら嬉しいと感じました。</p>	<p>ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。</p>
48	その他		<p>OP1「Iはじめに」において、条例の必要性について、「…（前略）計画は時限的であり、そのときの市政の状況により、方向性が変わってしまうことも考えられます。恒久的な条例ができることにより、未来にわたってさらに安定的に、子どもの尊厳と権利が尊重される社会を実現できると考えています。」との記載があります。市政が、例えば選挙により変わるのは制度的に普通のことであり、結果、施策の方向性が変わることも当然のことです。一方、本市の長期計画は市政選挙での結果に左右されないように、様々な主体の参画により計画を策定し、そのプロセスを経ることで、選挙結果に左右されない規範性を有するようにして、市事業の長期的な継続性を保つようになっています。それが武蔵野市方式であり、そのような歴史を有する本市が、「計画は時限的であり」と記載するのは、いままでの本市の取組を否定するようにも受け取れます。この文章では、市は、この条例で決まったことについて、「そのときの市政の状況により、方向性がかわってしまうこと」を否定的にとらえているように思えます。社会状況の変化等も含め、将来のより進んだ考え方や概念を取り入れて、条例や制度等を変えていくこと自体は否定すべきではないと考えます。よって、条例の必要性を示すのであれば、方向性が変わらないようにすることを理由とするのではなく、全人類が共有すべき理念につき議決を経て、改めて全市的に共有し、取り組んでいくことを理由とするべきであると思います。</p>	<p>ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。</p>
49	その他		<p>前文の「新型コロナウイルス感染症による影響」は並列されている「子どもの貧困」「ヤングケアラー問題」とは位相が少し異なるような印象を受けますので、並列されて列挙されることに違和感を感じました。</p>	<p>ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。</p>
50	その他		<p>○参考資料に、中間報告のパブリックコメントにおける一般の意見が記載されていない。素案において、責務を課される立場でもある大人の意見が報告されていないのは、広く意見を募るパブリックコメントの公平性をも疑わせる恐れがあると思います。</p>	<p>委員会中間報告へのご意見については、分量が多いため、全てホームページで公開しています。</p>
51	その他		<p>勉強不足で申し訳ないのですが、これができることによって、市の施策などに具体的にどのように影響があるのでしょうか？ 例えば、こどもの遊ぶ権利が認められたことによって、公園の騒音による近所の苦情や、保育園の接地場所等、住民の反対の声を抑制する手段となりうるのでしょうか？ どの程度の効力があるのか、教えてほしいです。</p>	<p>条例ができることにより、ただちに個々の施策に変更が生じるということではありませんが、それぞれの施策について、子どもの権利という観点から現状の実施方法等に問題がないか、といったことを検討していただければと思います。職員の皆さま向けの説明資料等も今後準備してまいります。</p>

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
52	その他		「育ち学ぶ施設」が主語になっているところは、学校や学童クラブが実施主体になるところですが、ここだけ補助機関である学校や学童が主語になっても……。子供や家庭の問題に第一に対処する子ども家庭支援センターの名前は出てこないのに。と思いました。	ご意見として承ります。
53	その他		ヤングケアラーの問題とは別、と考えてよろしいでしょうか。親の介護、またその結果祖父、祖母の介護、弟妹の世話に至るまで子どもの権利侵害が取りざたされることが多くなっていますので、そういった問題との関係性についての整理は書いてある、ということでもよろしいでしょうか。ざっと見なので、素案に書いてありましたら申し訳ございません。見た感じ用語は書いてありますし、アンケートも取っているのは把握できましたが、そういったお子様に対する条例の建付け、というか条例でどのように保護されていくのかがあまりよく見えなかったもので、記載いたしました。	ヤングケアラーについては、素案の「10 保護者 および 家庭への支援」の「趣旨・説明」の中で言及しています。ヤングケアラーといった状況によって子どもの権利が侵害されることのないよう、必要な支援・啓発を行っていくということが条例の考え方です。
54	その他		また、意見集約の場面で、ヤングケアラーのお子様からの意見については集約されていますでしょうか。そういった意見は通常の場合に生活してきた人には全くもって思い浮かばないものだと思いますので、その実態を把握して数多くの方に知っていただくが重要と思います。条例に含める内容ではないですし、含めても解決策が示しづらい内容かと思しますので、今回の条例（素案）にはそこまで書かないにしても、当該問題についてどのように取り組んでいくのか、条例交付の時の資料などにおいて提示し、説明することが必要ではないかと感じました。（既にその想定でいらっしゃった場合はすみません。）	ヤングケアラーの子どもに限定した意見聴取はしておりません。現在、市ではヤングケアラーへの支援について、関係機関等への啓発を進めているところです。ご指摘の主旨も踏まえ、条例の普及啓発等においても、ヤングケアラーの視点を含めていきたいと考えています。
55	その他		子どもの権利条例の策定に関して、たくさんご尽力されたと思います。本当にお疲れ様です！子ども達の意見が率直で素直で、とても印象に残りました。	ご意見ありがとうございます。
56	その他		また、インターネットやSNSなどにも多く触れる機会がある社会なので、そのあたりを盛り込めるとよりよいのではないかと思います。性教育などにも触れられたらいいと思いました。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
57	その他		条例提案に至るまでに、アンケートやムサカツなどたくさんのお子様たち自身の声が聞けたことは、とても意味があります。どんなことが子どもの権利を制限したり侵害するか、大人が考えていることと子どもが感じることは異なるかもしれませんが、条例により、大人を始め多くの方が、子どもの立場で想像することを意識するようになると良いと思いました。	ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
58	その他		<p>「計画は時限的なものであり、そのときの市政の状況によって方向性が変わってしまうことも考えられます。市では、計画に加えて、恒久的な条例ができることにより、未来にわたってさらに安定的に、子どもの尊厳と権利が尊重される社会を実現することができると考えています。」</p> <p>→武蔵野市では、長年、計画に基づき計画的な市政運営を行ってきました。市民と職員とが作りあげた計画を互いに尊重し、市民、職員がそれぞれの立場で子どものことを考え、数々の施策、事業を行ってきました。「そのときの市政の状況によって、方向性が変わってしまう」ことがないよう、計画があるのです。また、「条例に書いていないからやらない」という姿勢で仕事をしてきたことはありません。職員が納得して作成した計画を、自ら着実に実行していくのが本市の姿です。計画に則って市政運営を行ってきたことを否定するような表現は避けていただいたほうが良いと思います。</p> <p>また、条例は恒久的なものではなく、状況に応じて改正を重ねていきます。恒久的なものを目指すのであれば、「武蔵野市民緑の憲章」のように、武蔵野市民全員が守るべき憲章を定めるべきだったと思います。例規集No.1の4ページをご参照ください。</p>	<p>ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。</p>
59	その他		<p>「委員会中間報告に関する子どもの～略～などの声が多く寄せられています。」</p> <p>→子どもへのパブリックコメントとそれに対する声のみを記載しており、保護者や大人から寄せられた意見は記載していません。保護者や大人の意見、反対する意見も載せなければフェアではありません。</p>	<p>委員会中間報告へのご意見については、分量が多いため、全てホームページで公開しています。</p>
60	その他		<p>「Ⅲ参考資料」</p> <p>→意見交換会、アンケート、パブリックコメント等々多くの方々から意見をいただいています。しかしながら、掲載しているのは子どもの意見のみであり、子どもの意見もすべてを掲載しているわけではないようです。賛成意見も反対意見も、子どもの意見も大人の意見も、載せるならすべてを載せる、載せないなら市HPへ誘導する、または要約を載せるなど、いただいた意見に対しては真摯に対応する必要があります。</p>	<p>委員会中間報告へのご意見については、分量が多いため、全てホームページで公開しています。</p>
61	その他		<p>「<u>ですます調</u>ではなく、「<u>である調</u>」にすべきと考えます。</p> <p>・表現の柔らかさ及び分かりやすさを重視して「ですます調」にしたとのことですが、「条例」という例規文書の形式を選んだ以上、公文上の最低限のルールは守ってください。</p> <p>・「文書事務における用字・用語例について（平成24年2月庁達第1号）」を度外視した表現は避けてください。</p> <p>例：および、または</p> <p>・文章表現としての柔らかさと、法令用語の難しさとは別個に考えるものであり、内容を平易なものとして分かりやすくするのが、行政職員として使命と考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。他自治体の同種の条例でも「ですます調」のほうが多く、その多くは、一般的な条例とは異なったやわらかい表現に努めていることを踏まえて案を作成しています。</p>

番号	章	項目	意見・意見 (原則、原文のまま記載)	市の考え方
62	その他		<p>内容が盛り込みすぎで、何を定めたい条例なのか分かりにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、理念条例に近いものと捉えているので、簡潔に規定した方が分かりやすいのではないかと思います。ただ、これまでの検討の経緯や、「東京都子ども基本条例」が簡潔に規定されているので、同条例との差別化を図る意味でも、かなり細かくメニュー立てしたというのが主管課の考えでしょうか。 ・都条例と異なり、「市民」、「育ち学ぶ施設」、「子ども」にも行為規範を求める内容とかなり突っ込んでいるので、特にその点において過度な負担や不必要に解釈に幅が出ることがないように、よく整理しておいたほうが良いと思います。 	<p>前段については、実態として、国や都と比べ、市は直接子どもに関わる施策を多く実施する立場であることから、記載すべき事項が多くなっているものと考えています。後段については、改めて全体を精査し、一部修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。</p>
63	その他		<p>「育ち学ぶ施設」を主語として活用していますが、法人ではなく行為主体たり得ないので、主語として活用する場合は「育ち学ぶ施設の設置者」等とするのが適切です。</p>	<p>ご意見を受けて「育ち学ぶ施設の関係者」に修正します。</p>
64	その他		<p>他の条例や法律から引用している用語については、解釈に紛れがでないように根拠規定を明記するのがセオリーです。</p>	<p>ご意見を受けて改めて全体を精査します。</p>
65	その他		<p>「子ども」の「ども」は虫けらどもなど、個人個人をみず、「～たち」よりも低くみて使うときのことば。「子供」にすべきではないか。どこかで見直してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。国内の様々な法令、制度において「子ども」「子供」「こども」の3種類の標記が混在している状況ですが、その中でも一般的に使用されている「子ども」の標記に統一しています。</p>